



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年7月14日（火） 第9816号

■ 目 次

	ページ
<p style="text-align: center;"><b>公 告</b></p> <p>○都市計画区域区分の変更に係る縦覧（都市計画課）</p>	2
<p style="text-align: center;"><b>企業管理規程</b></p> <p>○群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程（発電課）</p>	3

**■ 公 告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、館林都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和2年7月14日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画の種類 館林都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 館林都市計画区域全域
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県館林土木事務所、明和町都市建設課、千代田町都市整備課及び邑楽町都市建設課
- 4 縦覧期間 令和2年7月14日から同月28日まで

■ 企業管理規程

群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年七月十四日

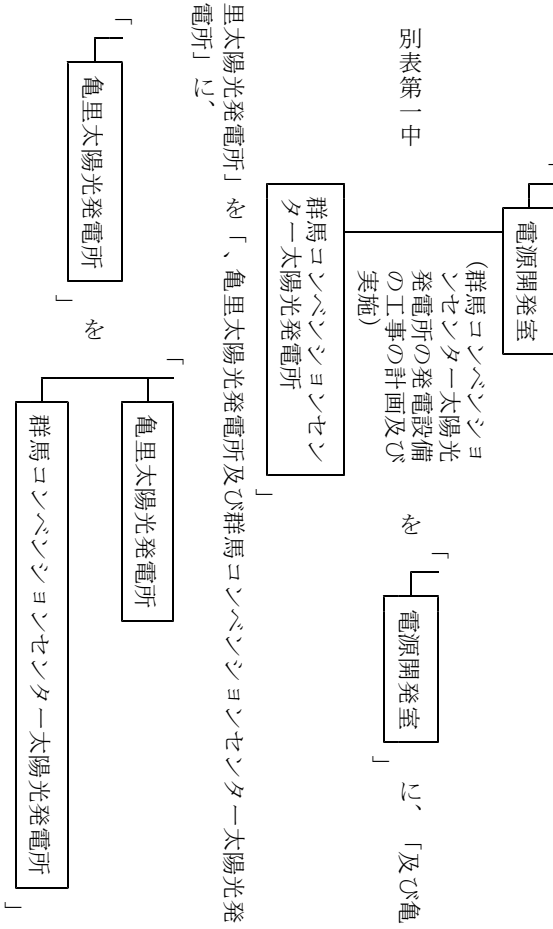
群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第十五号

群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程(昭和六十一年群馬県企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中



に改める。

附則

この規程は、令和二年七月十六日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---